

個人所属セスナ式T303型JA5309の航空事故調査について
(経過報告)

令和6年5月30日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和5年6月16日、那覇空港のエプロン上で個人所属セスナ式T303型JA5309の第1（左側）エンジン付近において火災が発生した航空事故について、令和5年6月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本航空事故の責任を問うために行うものではない。

1. 航空事故の概要

個人所属セスナ式T303型JA5309は、令和5年6月16日（金）、那覇空港のエプロン上において、出発のためエンジンを始動し、機能点検を行っていたところ、第1（左側）エンジン付近から白煙が出るとともに、同エンジンの火災の可能性を示す警報灯が点灯したため、機長は両エンジンを停止させた。同機の第1エンジンカウル内に火災の痕跡が確認された。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和5年6月16日、本航空事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、機体の調査、設計・製造者からの情報収集等を実施した。

本調査には、事故機の設計・製造国であるアメリカ合衆国の代表及び顧問が参加している。

3. 判明している主な事実情報

(1) 事故発生までの経過

同機は、令和5年6月16日11時32分ごろ、那覇空港のエプロン上において、出発のためエンジンを始動し、機能点検を行っていたところ、第1エンジン付近から白煙が出るとともに、同エンジンの火災の可能性を示す警報灯が点灯したため、機長は両エンジンを停止させ、機内に装備している携帯用消火器を持ち、機外に出た。機長は、携

帯用消火器を左エンジンカウルに向けて噴射したが、火災は治まらなかった。

同機には機長1名が搭乗していたが、死傷はなかった。同機の第1エンジンを格納するエンジンカウル内に火災の痕跡が確認された。

(2) 死傷者

なし

(3) 航空機の損壊

小破：排気管を結合する部品の破断

排気管に近接する遮熱板と真空系統ホースの焼損

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、火災に至った原因について、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。